

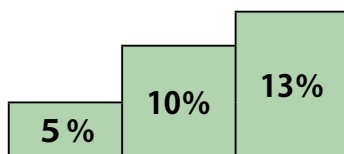
あなたの所得税と住民税 が変わります

税源 移譲

県や市町村の財源を増やすことで、より身近な行政サービスが行えるようにするため、国の所得税を減らし、代わりに県や市町村の住民税を増やす「税源移譲」が、平成19年から行われます。

何が変わる？

税率が変わります。
住民税は、3段階から一律10%になります。



一律10%
(県民税4%、市町村民税6%)

※所得税は、4段階から6段階になります。

注意すべきポイントは？

① **税源移譲の前後で、税負担は基本的には変わりません。**
所得税が減る分だけ、住民税が増えます。

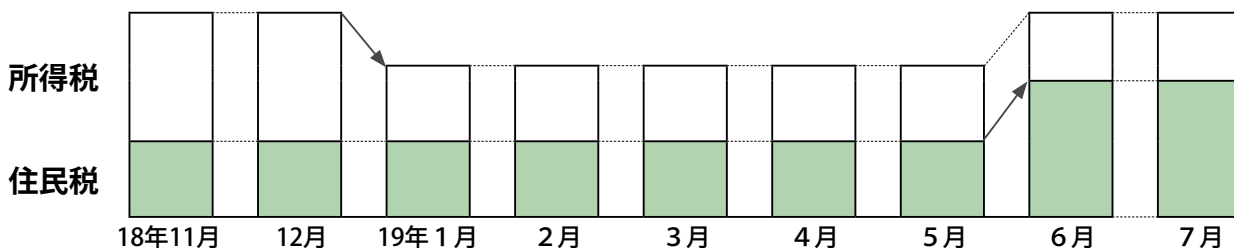
〈夫婦+子ども2人の場合の1年間の税額 (例)〉

(税源移譲前)				(税源移譲後)			負担増減
給与収入	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
300万円	0円	9,000円	9,000円	0円	9,000円	9,000円	0円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円	59,500円	135,500円	195,000円	0円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円	165,500円	293,500円	459,000円	0円

② **所得税の減額と住民税の増額の時期にはズレがあります。**

例えば、サラリーマンの方の場合、平成19年1月から所得税が減り、平成19年6月から住民税が増えます。

〈サラリーマンの方の税額の変化 (イメージ)〉



※年金受給者は平成19年2月、事業所得者は平成20年3月の確定申告から、所得税が減ります。

なお、定率減税の廃止や個人の収入の増減など、別の要因により実際の負担額は変わります。
詳細は、県のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/soumu/zeimu/zeigennijou/index.html>